

業務名：令和8年度てだこ浦西駅交通結節機能強化整備計画策定業務

企 画 提 案 仕 様 書

1. 業務名

令和8年度てだこ浦西駅交通結節機能強化整備計画策定業務

2. 業務期間

契約締結日のから令和9年3月19日まで

3. 業務の目的

沖縄県では、慢性的な交通渋滞による環境負荷の増大や公共交通の衰退など、様々な交通問題が発生しており、これらを改善し交通を円滑化することは、快適で豊かな都市環境の創出や沖縄県全体の活力ある発展のために克服すべき重要な事項となっている。

沖縄県では、沖縄都市モノレールを軸とする公共交通を活用した持続可能な交通環境を構築することで、交通問題の解決に向けた取り組みを検討することとしている。

これまでに、てだこ浦西駅における乗換機能の強化及び利便性向上・賑わい創出等に向け、住民等参加型のPIの実施に加え、有識者や事業者など多様な立場も含めた検討会で意見交換を行い、てだこ浦西駅交通結節機能強化整備計画（案）を作成したところである。

本業務は、これまでの取り組みを踏まえた実証実験の実施、整備手法等の検討、関係者との意見交換を実施し、てだこ浦西駅交通結節機能強化整備計画を策定するものである。

4. 業務項目

1) 計画準備

本業務の目的及び内容を把握するとともに、令和7年度に作成された「てだこ浦西駅交通結節機能強化整備計画（案）」等も踏まえ、業務手順及び業務遂行に必要な事項を企画立案する。

【以下、業務遂行の参考となる資料等】

- ・平成20年度沖縄都市モノレール沿線まちづくり基本計画（平成21年3月）
- ・てだこ浦西駅交通結節機能検討調査業務委託（平成30年2月）
- ・令和6年度てだこ浦西駅交通結節機能強化調査検討業務（令和7年3月）
- ・令和7年度てだこ浦西駅交通結節機能強化調査検討業務（令和8年3月）

2) 会議体の運営支援

整備計画を策定するにあたり、学識経験者・交通事業者・関係自治体等からなる会議体の設置（2回程度）を予定しており、当会議に必要な資料作成、取りまとめ、議事録作成等を行う。

（県庁内会議室以外で会場確保が必要な場合は、会場の手配も含むものとし、会場経費は別途変更協議のうえ計上する。）

なお、当会議の内容及び構成等については、発注者と協議のうえ決定するものとし、会議メ

ンバー等に変更が生じる場合の謝礼金及び交通費等は、別途変更協議のうえ計上する。

なお、学識経験者（1名）に対する謝礼金及び交通費については、本業務の経費に含めるものとする。（※謝礼金は沖縄県の通知「審議会等の構成員に対する謝礼金支払基準について」に則り日額10,000円(税込)とする。交通費は「沖縄県職員の旅費支給規則」によるものとするが、当初積算からは除外する。）

3) 実証実験の運営・効果検証

以下の実証実験について、各実証事業者へ再委託を行い、実証実験の実施にあたって必要な調整・運営を行うものとする。（各実証事業者からの提出書類の確認・指導等を含むものとし、詳細は調査職員と協議のうえ決定する。）

また、実証実験終了後は、成果を取りまとめ、効果検証を行うものとする。

なお、実証実験の詳細内容は、本特記仕様書「5. 実証実験にかかる直接経費（再委託）」のとおり。

【以下、計画している実証実験】

①那覇バス系統294番早朝便増便実証

②デジタルサイネージ仮設置

③キッチンカー等仮設置（道路占用）

※③については、再委託ではなく、下記のとおり事業者誘致を公募形式で行うことを想定

○参加対象：飲食施設（キッチンカー等）の出店
物販（農産物の販売等を含む）

その他、歩行者の利便増進（賑わい創出）に寄与するもの

○実施期間：令和8年8月1日以降～令和9年1月29日まで（6カ月間を予定）

○募集方法：公募形式により出店事業者を募集予定

テーマ1：本業務の特性も踏まえ、それぞれの実証実験における効果検証手法について提案してください。

4) 高架下活用に関わるサウンディング型市場調査

整備計画（案）にある高架下整備イメージなどを踏まえ、当課が民間事業者に対しサウンディング調査を行うにあたり必要となる資料を作成する。（オープン/クローズ方式の選定は、企画提案内容等も踏まえ、本業務契約締結後に発注者との協議により決定。）

なお、調査にあたっては、本県の他事例と、国土交通省「地方公共団体のサウンディング型市場調査の手引き」などを参考とすること。

また、本業務の経緯等を踏まえ、当課が特に指定する分野・事業者との対話を実施するほか、必要に応じ可能性のありそうな分野・事業者との対話を行えるよう、事業分野や事業者を提案・照会し、サウンディング調査への参加呼び掛けなどの支援を行うこと。

テーマ2：本業務の特性も踏まえ、高架下の整備手法等を詳細かつ具体的に整理するために必要なサウンディング調査手法について提案してください。

5) てだこ浦西駅交通結節機能強化整備計画の策定

令和7年度に作成した整備計画（案）を基に、実証実験及び会議体での意見等を踏まえ、てだこ浦西駅交通結節機能強化整備計画を策定する。

6) 打合せ協議

本業務を行うにあたり、以下の段階で調査職員と打合せ・協議（計4回）を行う。

- ① 事前協議
- ② 中間報告（2回）
- ② 最終報告

7) 報告書作成

本業務は、電子納品対象業務とする。

- ① 電子納品（CD-R） 1式
- ② 報告書（2部）

※成果品の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。

本業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

8) その他

- ① 本仕様書に記載されていない事項及び仕様書等に疑義が生じた場合は、その都度協議し、調査職員の指示を受けなければならない。
- ② 業務実施にあたっては、本仕様書の定めその他、特定した企画提案書に拠ること。なお、特定した企画提案書の内容を必ずしも採用するものではなく、本業務内の検討状況によって変更となる場合がある。

5. 実証実験にかかる直接経費（再委託）

1) 那覇バス系統 294 番増便実証

道路運送法第4条（一般乗合旅客自動車運送事業）による運行を実施する。

実証実験の実施内容については、以下のとおり、バス事業者へ再委託を行い、適切な指示・支援・管理を行うものとする。

【実証運行内容】

- 運行期間：令和8年10月1日 ～ 令和9年1月31日（4ヶ月間を予定）
- 運行区域：那覇バス系統 294 番（てだこ琉大快速線）の現行ルート
- 運賃設定：実証運行時点での那覇バス系統 294 番（てだこ琉大快速線）の運賃

- 運行時間：てだこ浦西駅発 琉球大学病院向け 午前7時10分頃発 1便
琉球大学病院発 てだこ浦西駅向け 午後7時45分頃発 1便
- 運行車両：現行車両を使用予定
- 運休条件：年中無休とするが台風等による運休の判断は（一社）沖縄県バス協会の決定に準じる。
- その他：該当する道路運送法、道路運送法施行令、道路運送法施行規則、道路運送車両法に基づく運行管理を適切に行うこと。
- ※ 自動車損害賠償責任保険、自動車任意保険、その他必要な保険に加入しており、運行業務に起因する損害又は傷害に対する賠償については、再委託先がその責めを負うものとする。

【再委託に含まれる経費】

- 車両使用料、運転手人件費、運行管理等など一式：9,043,933円（税別）
- ※1 見積書作成時には上記再委託費を必ず含めることとし、再委託に係る費用を、その他原価及び一般管理費等の間接費の算出対象から控除すること
- ※2 上記経費については4ヶ月間の1便運行を想定した金額であり、実際の運行内容に変更が生じる場合は発注者と協議することとする。

【再委託に含まれない経費】※再委託先の負担とするもの

- 運転手及び運行管理等に要する職員以外の人件費
- 車両の修繕、点検、保管費等
- 許認可申請にかかる諸経費など運行準備にかかる一切の経費
- その他運行に必要な業務にかかる一切の経費

【再委託経費の精算】

再委託に含まれる費用は、実証運行に必要な費用を計上しているが、最終的な再委託経費の精算については、実証運行により生じる運賃収入を差し引いた額とする。

運賃収入の管理方法等については、発注者、受託者、再委託先を含めた協議において決定する。また、実証運行完了時点で受託者、再委託先に相当の利益が生じると認められるときは、その利益の取り扱いについて発注者、受託者、再委託先において協議を行うこと。

【運行報告等】

再委託先は、実証運行期間中の業務日誌（乗務員・利用者数・運賃収入・遅延状況等を記載したもの）と運行経費（運行にかかった全ての経費内訳）を毎月作成し、受託者を通じて発注者へ提出すること。また、受託者は報告される運賃収入と運行管理システムの履歴データによる乗車人数との照合確認を行うとともに、発注者が求めた際には、運行実態が確認できる関係書類を再委託先と調整し速やかに提示すること。

さらに、再委託先の担当者は、本業務で設置する会議体に適宜出席するとともに、運行事業者として採算性を分析のうえ、本格運行に関する方向性についてまとめること。

2) デジタルサイネージの仮設置

てだこ浦西駅周辺に、バスのリアルタイム運行情報等が掲示されるデジタルサイネージを仮設置する。

実証実験の実施内容については、以下のとおり、令和7年度業務において調整した内容を予定しているが、改めて最終調整を行ったうえで、再委託を行い、適切な指示・支援・管理を行うものとする。

【仮設置内容】

○設置期間：令和8年8月1日～令和9年1月31日（6ヶ月間を予定）

○設置場所：てだこ浦西駅前改札口（1個）、イオンスタイルてだこ浦西駅前店フードコート内（1個）

【再委託に含まれる経費】

○機器レンタル料、時刻表システム管理など一式：3,080,000円（税別）

※1 上記経費については6ヶ月間の運行を想定した金額であり、運行状況に応じ発注者と協議することとする。

6. 業務の再委託の制限

1) 一括再委託の禁止

本業務内で指定する実証実験にかかる再委託の場合を除き、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

① 契約の主たる部分

- ・契約金額の50%を超える業務
- ・企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

2) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

① その他、簡易な業務

- ・資料の収集・整理
- ・複写・印刷・製本
- ・原稿・データの入力及び集計

7. その他留意事項

- 1) この仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者の双方が協議して定めるものとする。
- 2) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項 (※) の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(※) 契約保証金について (沖縄県財務規則抜粋)

第 101 条 令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額 (長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額) の 100 分の 10 以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令 (昭和 22 年勅令第 165 号) 第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国 (独立行政法人、公社及び公団を含む。) 又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。